

令和 6 年

第 3 回
教育委員会会議録

行橋市教育委員会
令和6年3月26日(火)

教育委員会会議録

1 招集日時
令和6年3月26日(火) 14時 0分

2 招集場所

5階 第2委員会室

3 出席委員

教育長職務代理者	吉兼	法子
委員	桃坂	克己
委員	鬼頭	良典
委員	尾崎	環

4 出席職員等

- 長尾教育長
- 井上教育部長
- 吉本教育総務課長
- 三田井指導室長
- 井上学校管理課長
- 木村防災食育センター長
- 林生涯学習係長
- 増田文化課長
- 門司スポーツ振興課長
- 末次教育政策係長

5 議題及び議事の概要

別紙

6 閉会 14時 56分

教育長職務代理者

指名委員

令和6年3月26日

開議 14時00分

○教育政策係長 末次麗子君

開会に先立ちまして資料の差し替えがございます。机の上に名簿を1枚お配りしております。これは、事前に配付しております資料の7ページ目の差し替えになっております。1名分、事前にお配りした分では記載が漏れておりました。大変申し訳ございません。

それでは長尾教育長、お願いいたします。

1. 開会

○教育長 長尾明美君

では、定足数に達していますので、令和6年第3回定例教育委員会を開会いたします。

2. 前回会議録の承認

○教育長 長尾明美君

それでは、前回会議録の承認を議題といたします。

この件について、何か御意見等がありましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

なお、会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、桃坂委員を指名します。桃坂委員、よろしくお願いいたします。

(桃坂君「はい」の声あり)

3. 教育長事務報告

○教育長 長尾明美君

続きまして、教育長事務報告について、でございます。

事前にお配りしております資料の1ページ目を御覧いただければと思います。2月20日から3月25日までの事務と3月26日から31日までの予定について、記載をしております。

では、事務について御報告をさせていただきます。

2月27日から3月19日火曜日まで、3月度の市議会がございました。詳細については、後ほど担当より説明をさせていただきたいと思っております。

2点目、3月3日日曜日でございますけれども、第33回の行橋市長旗争奪中学校剣道大会がございました。これは男子の部で約30年振りに泉中学校が優勝いたしまして、歴史的快挙を成し遂げております。

あと3月11日月曜日、教育長会議がございまして、その後に京築地区の不祥事防止

対策検討委員会を実施しております。現時点、京築管内、本市不祥事件数はございません。しかしながら京築事務所への問い合わせとしまして、最近はパワハラに関する相談件数が増えていると、そういった御報告も受けております。

3月14日木曜日は、ICT環境整備に関するプロポーザルを実施しております。本市といたしましては、文部科学省が示すクラウドの実現に向けまして、校務支援システムより段階的にネットワークの環境を整備して、教員の働き方改革を含め、改善する取組を進めてまいりたいということで進めているところであります。

そして3月8日、15日、これはお礼でございます。小学校・中学校の卒業式に御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

そして最後に、今後の主な日程になりますけれども、3月29日には辞令交付式が予定されておりまして、学校退職者の辞令交付式は29日11時から、そして同じ日の14時から新任校長・教頭の辞令交付式が、京築事務所が行われることになっております。

また4月1日には新規採用の教職員の辞令交付式、そして令和6年度の始業式・入学式でございますけれども、始業式は4月8日月曜日、中学校入学式は10日水曜日、小学校は11日木曜日ということになります。また入学式の御案内があるかと思しますので、皆様方の御出席をお願いいたします。そして行橋市議会議員の選挙が4月14日日曜日ということが今後の主な日程となります。

報告については、以上でございます。御説明した内容について、御質問や御意見等がありましたら、お願いします。

吉兼委員、どうぞ。

○委員 吉兼法子君

確認ですけど、聞き洩らしたかもしれませんが、パワハラについての相談が寄せられているということは、市内じゃなくて京築管内の市外の小中学校ということでしょうか。

○教育長 長尾明美君

はい、京築管内です。

○委員 吉兼法子君

分かりました。ありがとうございます。

○教育長 長尾明美君

最近、やはり若年の教員が増えまして、なかなか指導という言葉が少し圧力に感じているような、そういった場面もあるやに聞いております。

○委員 吉兼法子君

児童生徒に対するパワハラということですね。じゃなくてですか。

○教育長 長尾明美君

いえ、管理職が教職員に対して、特に新規採用者に対してというようなところということですが。

では、以上で事務報告を終わらせていただきたいと思います。

4. 議事

(1) 議案第10号 人事案件について

○教育長 長尾明美君

それでは早速ですが、議事に入らせていただきます。

議案第10号 人事案件について、教育総務課から順に説明をお願いします。

吉本課長から、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

この人事案件では、各課で雇用する会計年度任用職員につきまして、令和5年度末での退職や令和6年度の任用に関するものとなっております。

まず、教育総務課から御説明いたします。資料3ページをお願いします。上から1番が教育総務課所属職員の育児休業中の代替職員でございます。任用期間は職員が復帰する4月末までとなっております。

2番がICT英語教育推進係に所属いたします指導主事、3番がICT教育推進員、4番から12番が外国語指導助手で、小中学校に所属いたしまして、それぞれが1校から3校担当いたしまして、英語活動や英語科の授業において担任の補助的役割を担っております。

13番から15番が日本語指導員で、小中学校の対象児童、現時点では令和6年度見込みの対象児童数は9名となっておりますが、その児童生徒の指導にあたります。

以上です。

○教育長 長尾明美君

続いて指導室、お願いします。

○指導室長 三田井秀信君

続きまして、指導室について御説明します。資料は4ページから6ページになります。

指導室では指導主事、特別支援アドバイザー、適応指導教室指導員、アシスタントティーチャー、図書司書など、73名の方を令和6年度雇用予定です。ほとんどの方が継続雇用となりますが、6名の方が新規雇用となります。内訳は6ページになります。

アシスタントティーチャーの欠員分として2名、それと今年度より部活動地域移行を進めておりますので、先行して今年度3校に1名ずつ部活動指導員を配置しておりましたので、6年度は残り3校に指導員を配置する予定です。

また、生徒指導担当指導主事が退職されることに伴い、適応指導教室の室長がスライドしていただいて職務変更として指導主事をしていただきます。それに伴いまして、適

応指導室長として、元泉小学校長の末次先生を新規に雇用いたします。

説明は以上です。

○教育長 長尾明美君

続いて学校管理課、お願いします。

○学校管理課 井上尚史君

学校管理課です。資料7ページになりますが、申し訳ありません、修正がございましたので、本日お配りしておりますA4横の資料をお願いします。

学校管理課所管の会計年度任用職員の雇用になります。学校用務員は、小中学校に各1名、行橋中学校のみ2名の雇用でございますので、17小中学校で1番から18番までの計18名について、来年度雇用することとしまして、番号19番、20番の2名につきましては、今年度末での退職となっております。

番号21番の事務補助1名につきましては、職員の育児休業に伴います代替えの職員として雇用をするものです。学校管理課につきましては、以上です。

○教育長 長尾明美君

続いて防災食育センター、お願いします。

○防災食育センター長 木村君彦君

防災食育センターの人事案件について、説明いたします。8ページ、事務補助員から10ページのアレルギー対応の事務補助員まで、104名を継続、新規及び職種変更により雇用するものでございます。また11ページの4名が退職をいたします。

説明は以上です。

○教育長 長尾明美君

続いて生涯学習課、お願いします。

○生涯学習課生涯学習係長 林真希子君

生涯学習課は12ページになります。公民館長11名、及び主事12名、生涯教育指導員1名と地域活動指導員3名の計27名を新規及び継続雇用とするものでございます。

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの雇用期間としております。また、28、19番の公民館主事及び地域活動指導員が退職するものでございます。

以上でございます。

○教育長 長尾明美君

続いて文化課、お願いします。

○文化課長 増田昇吾君

文化課です。13ページをお願いします。美術館長1名、及び埋蔵文化財の整理員2名、整理作業員4名、歴史資料館におきましては、館長及び副館長、学芸員、学芸員補、事務員がそれぞれ1名ずつ、守田蓑州旧居事務員1名、発掘作業員9名、及び埋蔵文化

財発掘調査員 1 名の、計 2 3 名を新規及び継続雇用するものでございます。雇用期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとなっております。

また 3 1 番から 3 5 番の発掘調査作業員は、今年度末日をもって退職となっております。以上です。

○教育長 長尾明美君

最後にスポーツ振興課、お願いします。

○スポーツ振興課長 門司康宏君

スポーツ振興課より御説明いたします。資料の 1 4 ページになります。

スポーツ振興課としましては、今回 1 名の会計年度任用職員を雇用する予定としております。新規、継続の区分については、継続でございます。

業務の内容としましては、スポーツ振興課内において、各スポーツ大会準備やスポーツ推進委員との連絡、調整、その他事務補助を行っていただいております。

雇用期間については、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日の 1 年間となっております。説明については、以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。この件について、何か御質問等がありましたら、お願いします。

鬼頭委員、お願いします。

○委員 鬼頭良典君

退職される方の主な理由というか、御本人の希望なのか、規定上、長年されているのもう継続できないというところなのか、退職の方の主な理由を教えてくださいなと思います。

○教育長 長尾明美君

では、指導室からお願いします。

○指導室長 三田井秀信君

指導室につきましては、校長の O B の方を無理言って残っていただいていたので、後任が見つかりましたので退職ということと、後は市雇用教職員の採用試験に合格して、そちらのほうにということです。アシスタントティーチャーの方は一身上の都合でということで辞められました。以上です。

○教育長 長尾明美君

学校管理課、お願いします。

○学校管理課 井上尚史君

2 名退職がおりまして、1 名は一身上の都合なのですが、もう 1 名については、今回学校用務員を新規で募集させてもらった中で、応募者が多数のため、その中で選考させてもらって、選考の結果、1 名は継続がかなわなかったということで御説明させていた

だき、退職となりました。

○教育長 長尾明美君

センター長、お願いします。

○防災食育センター長 木村君彦君

センターは、1名は親の介護です。それから1名については、今回の健診で病気のほうが発見されまして、治療に専念するということでの退職。もう1名については満期ということで、自主的な退職。

もう1名については、私の判断で、業務の内容を見ていましたが、学校給食の衛生管理上の適性がないということで、本人と協議を行ったうえで退職いただいたということです。以上です。

○教育長 長尾明美君

生涯学習課、いかがですか。

○生涯学習課生涯学習係長 林真希子君

生涯学習課のほうは2名退職になっております。1名は体調の理由、またその他1名は一身上の都合ということで、違う職のほうに行かれると伺っています。以上です。

○教育長 長尾明美君

文化課はいかがでしょう。

○文化課長 増田昇吾君

基本的には継続の申請をされなかったというところが大きな理由ではありますが、基本的には発掘調査員として発掘現場で作業する方でありまして、御年輩の方が多く、そろそろいいかなとかたちのものが大半でございました。

○教育長 長尾明美君

鬼頭委員、よろしいでしょうか。

○委員 鬼頭良典君

ありがとうございました。

○教育長 長尾明美君

その他は、よろしいでしょうか。

桃坂委員、お願いします。

○委員 桃坂克己君

指導室のところで、アシスタントティーチャーの方、トータルでは1名増えている状況だと思います。これで十分なかたちがとれているのかなというところですが。

○教育長 長尾明美君

三田井室長、お願いします。

○指導室長 三田井秀信君

学校からの要望に関しては十分ではありませんが、今年度いろいろですね部活動指導員を3名追加していただいたり、市の雇用の教職員を1名、常勤講師、かなりの金額になると思うんですが、そちらをちょっと優先させていただいて、ちょっとアシスタントティーチャーまではいけていないところがあります。学校からの要望がありますので、今後も要望してまいります。

○委員 桃坂克己君

そうですね、この人員でどういうふうに戻っていくかというのは、進捗を気にかけてもらえればと思います。

○教育長 長尾明美君

他に、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、ないようですので、これより採決いたします。

議案第10号について、承認することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

御異議がありませんので、承認することとしています。

(2) 議案第11号 行橋市学校運営協議会活動補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

○教育長 長尾明美君

続いて、議案第11号 行橋市学校運営協議会活動補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について、説明をお願いいたします。

吉本課長、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

教育総務課から御説明いたします。資料は16ページをお願いします。

行橋市学校運営協議会活動補助金交付要綱では、学校運営協議会に交付しております協議会あたり上限3万5千円の補助金の申請手続きや申請書等の様式を定めておりますが、このうち、事業実施後に教育委員会に提出いたします実績報告書、これは様式7号になりますが、この実績報告書につきましては、報告書の様式だけでなく、その報告書に添付する書類の様式も、この要綱で定めているところでございます。

資料では21ページから23ページに様式7号の新旧様式を掲載しておりますが、22ページと23ページの右が旧様式、これの別紙1と別紙2を御覧ください。これが様式7号の報告書に添付する書類の様式となっております。このうち23ページの別紙2につきましては、この様式が活動補助金の申請手続きとは別で、教育委員会に提出してもらっております活動報告書—この活動報告書というのは、各協議会の活動状況を把握するために、年度末に提出を求めている書類になりますが—この書類と重複する部分

がありつつ、様式としては異なったものとなっております、学校としては年度末に、この補助金にかかるものと活動報告にかかるものの2種類の書類を別々に作成する手間が生じておりました。このため、負担軽減や事務の混乱を避けるために、より詳細な記載がされております活動報告書の写しを、この補助金の手続きで提出する様式7号に添付すればよいというように運用を変更いたしまして、交付要綱のうち、この様式7号を変更しようとするものでございます。以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりましたが、何か御質問、御意見等がありましたら、お願いします。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

では、ないようですので、採決に入ります。

議案第11号について、承認することに御異議ありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

(3) 議案第12号 第4次行橋市子ども読書活動推進計画の策定について

○教育長 長尾明美君

次に、議案第12号 行橋市子ども読書活動推進計画の策定について、御説明をお願いします。

○生涯学習課生涯学習係長 林真希子君

それでは、生涯学習課より御説明いたします。まず資料の25ページをお願いします。

この第4次行橋市子ども読書活動推進計画につきましては、今年度、策定委員会におきます検討を経て素案を策定し、1月に開催した定例教育委員会の際に案をお示しし、委員の皆様へ素案の概要を御説明させていただいたところです。

その後、令和6年2月1日から2月15日までの約2週間、パブリックコメントを実施いたしました。結果につきましては、2名から3件の提出がございました。

内容について事務局で精査しましたところ、本計画について有効と考えるものにつきましては1件と判断し、3. 意見の概要及び実施機関の考え方にて、その内容をお示ししております。

意見の概要といたしましては、学校図書館におきまして、書籍や本棚が地震等の災害にて倒れてくる可能性があり、子どもたちにも被害が及ぶ可能性が考えられるため、耐震などの安全対策について意見が提出されたものです。御意見のとおり、近年、災害等で安全対策が求められており、学校でも同じように安全対策が必要です。

パブリックコメントによる変更ですが、お手元に別紙にて、第4次行橋市子ども読書活動推進計画をお配りしております。そちらの10ページを御覧ください。

子どもたちが安心して学校図書館を利用できるように、上から5行目、4の1の(1)学校図書館の蔵書などの整備充実とネットワークによる蔵書の活用に、○安全に利用できる施設整備を推進します。(学校管理課)と追記いたしました。

また、その他の変更ですが、9ページ、表と表の間の2行について、当初は、法に基づく学校図書館図書整備費に比較する、となっておりましたが、法及び蔵書の整備についての定義を明確にするため、追記を行い、学校図書館法に基づく設置を行い、学校図書標準に照らし蔵書数を比較する、といたしました。

説明は以上でございます。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。この件について、何か御質問等がありましたら、お願いします。

吉兼委員、どうぞ。

○委員 吉兼法子君

学校訪問等を通して図書館を拝見させていただいていて、蔵書数も5年間で随分増えてきていると、中身も蔵書数を含めて、それから環境整備の点からもすごく充実していると思って嬉しく思っているところです。ぜひ今後とも図書館の読書活動の推進に向けて、御尽力いただきいただきたいと思います。

○生涯学習課生涯学習係長 林真希子君

非常にありがたい御言葉だと思って嬉しく思っております。ありがとうございます。

今後さらにこちらの生涯学習課、指導室、予算を持つ学校管理課、いま1人1台タブレットの教育総務課などと連携を取りながら、また地域図書館とも連携をとりながら学校の子どもたち、生徒さんたちにもっと読書のほうを進めていきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○教育長 長尾明美君

ありがとうございます。

他にありませんか。

鬼頭委員、お願いします。

○委員 鬼頭良典君

とっても細かいところなんですけど、誤字のようですが、2ページの貸出冊数の表の中の平成24年平成貸出冊数の小学校の所の点とカンマが違っているのではと思います。

とっても細かいところなのですが。

○教育長 長尾明美君

ありがとうございます。

係長、箇所は分かりましたでしょうか。平成24年度貸出冊数の所で、点ではなくて

カンマですね。

○生涯学習課生涯学習係長 林真希子君

ありがとうございます。

○教育長 長尾明美君

他には、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ないようですので、採決に入ります。

議案第12号について、承認することに御異議ありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

御異議ありませんので、承認することといたします。

(4) 議案第13号 行橋市指定文化財の指定について

○教育長 長尾明美君

続いて、議案第13号 行橋市指定文化財の指定について、文化課より説明をお願いします。

○文化課長 増田昇吾君

文化課より、議案第13号 行橋市指定文化財の指定について、御説明させていただきます。資料の27ページをお願いします。

今回、広形銅矛1点を行橋市指定有形文化財として指定を行おうとするものでございます。行橋市文化財保護条例第4条第1項に、教育委員会は、市内の有形文化財のうち市にとって重要なものを行橋市指定有形文化財に指定することができる。また同条第3項に、指定するときは、予め行橋市文化財調査委員会に諮問しなければならない、とあります。

令和6年1月19日に行橋市文化財調査委員会を開催し、今回提案しております広形銅矛の文化財指定について協議した結果、第1に、市内で出土し、他所に流出することなく地域で大切に残されてきた唯一の弥生時代の武器型青銅器であること。

第2に、詳細な出土状況は不明でございますが、資料の観察から祭器として利用された埋納銅矛であることを把握でき、この地域の弥生時代後期の精神世界の一端を伺うことができ、保存状態も良好である、との理由により、市指定文化財に指定し末永く保存することが望ましい、との答申をいただいております。

そのため、今回、教育委員会に付議し、承認をいただいたうえで有形文化財に指定しようとするものでございます。説明は以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。何か御質問、御意見等がありましたら、お願いします。

吉兼委員、お願いします。

○委員 吉兼法子君

ぜひ貴重な文化財ですので指定していただきたいと思います。

質問ですけれども、詳細な出土状況は分からないということですが、いつ、どこで発掘されたというのは、分からないのでしょうか。保管する場合は、どこで保管することになるのでしょうか。

○教育長 長尾明美君

増田課長、お願いします。

○文化課長 増田昇吾君

一応、28ページに記載させていただいておりますが、天生田のほうで発掘された弥生時代後期、2世紀から3世紀の品物というところで、調査をさせていただいております。

また、あす定例記者会見が市のほうでございまして、こちらのほうで、今回承認いただけたら、公表する予定にしております。

その後、28日から行橋市の歴史資料館におきまして、特別公開として、今のところ5月6日、ゴールデンウイーク明けまで展示を行うようにしております。一応、いま現在、こちらは個人様の持ち物ということですので、一旦そこで個人様のほうにお返しをするようにはなるんですが、改めて市のほうに寄贈したいというお話もいただいておりますので、また寄贈の話がございましたら、報告をさせていただきます。

○教育長 長尾明美君

その他はいかがでしょうか。

(「ありません」の声あり)

では、ないようですので、採決に入ります。

議案第13号について、承認することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

御異議ありませんので、承認することといたします。

(5) 議案第14号 行橋市文化財調査委員会規則を廃止する規則の制定について

○教育長 長尾明美君

続いて、議案第14号 行橋市文化財調査委員会規則を廃止する規則の制定について、文化課より説明をお願いします。

○文化課長 増田昇吾君

32ページをお願いします。議案第14号 行橋市文化財調査委員会規則を廃止する規則の制定について、御説明をさせていただきます。

前回の定例教育委員会におきまして御説明させていただきました、文化財保護法第190条第1項に基づく、行橋市文化財保護審議会条例が、今回3月議会において可決さ

れましたので、不要となりました行橋市文化財調査委員会規則を廃止しようとするものでございます。説明は以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。御質問、御意見等がありましたら、お願いします。
よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ないようですので、採決に入ります。

議案第14号について、承認することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

御異議ありませんので、承認することといたします。

(6) 議案第15号 行橋市スポーツ推進委員の委嘱について

○教育長 長尾明美君

次に、議案第15号 行橋市スポーツ推進委員の委嘱について、スポーツ振興課より説明をお願いします。

○スポーツ振興課長 門司康宏君

議案第15号 行橋市スポーツ推進委員の委嘱について、説明いたします。資料の35ページをお開きください。

内容としましては、行橋市スポーツ推進委員の任期は2年となっておりますが、任期が令和6年3月31日までとなっております、この度改選を迎えまして、資料の36ページの名簿のとおり25名の方について、新たに委嘱を行うものでございます。

主な活動内容としましては、地域住民の方々に対し、実技を含むスポーツに関する指導・助言を行うほか、地域スポーツ振興のため、地域でのスポーツ大会などの企画や運営の中心的存在として貢献していただくほか、シーサイドハーフマラソン、スポーツフェスタ等、市主催のスポーツ行事につきましても、企画・運営に携わっていただき、協力をいただいているところでございます。

今後につきましては、行橋市スポーツ推進委員に関する規則第2条において、教育委員会が委嘱することとなっておりますので、後日、日程調整を行い、委嘱状の交付を行う予定としております。任期については、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となっております。説明については、以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。この件について何か御意見、御質問等がありましたら、お願いします。

鬼頭委員、お願いします。

○委員 鬼頭良典君

すみません、知識がないので教えていただきたいと思います。

定数は何名ですか。

○スポーツ振興課長 門司康宏君

定数は26人がマックスになります。

○委員 鬼頭良典君

ということは、2人欠ですか。

○スポーツ振興課長 門司康宏君

定数が26で今回25名なので、1名欠員ということになります。

○委員 鬼頭良典君

長い方から経験が浅い方までいらっしゃいますけど、なり手が少なかったりするんですか。

○スポーツ振興課長 門司康宏君

そうですね、その他に、長い方であったら区長さんになられたり、いろいろ他の役目ができたりして、続けられない方もいますので、代わりの方も、今回は数名そういう方がおられたんですが、新規の方も1名は埋めることが現状できていない状況でございます。

○委員 鬼頭良典君

運営上は問題ないということですか。

○スポーツ振興課長 門司康宏君

運営上は、いろいろと組織の中で総務委員会や広報委員会などの役目があるのですが、その役目を満たすのには25名で十分回せるということです。

○委員 鬼頭良典君

分かりました。ありがとうございます。

○教育長 長尾明美君

他にございませんか。

(「ありません」の声あり)

では、ないようですので、採決に入ります。

議案第15号について、承認することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

御異議ありませんので、承認することといたします。

(7) 議案第16号 行橋市スポーツ大会参加選手激励金交付要綱の制定について

○教育長 長尾明美君

続いて、議案第16号 行橋市スポーツ大会参加選手激励金交付要綱の制定について、スポーツ振興課より説明をお願いします。

○スポーツ振興課長 門司康宏君

議案第16号 行橋市スポーツ大会参加選手激励金交付要綱の制定について、説明させていただきます。資料の40ページをお開きください。

制度の概要としましては、国際大会または全国規模のスポーツ大会に参加する選手に激励金を交付することにより、市民のスポーツの振興及び競技力の向上を図ろうとするもので、この要綱で激励金の交付手続き等について定めるものでございます。

41ページをお願いします。その中の第2条の交付対象者というところになりますが、激励金の支給対象者は、個人と団体を想定しておりまして、個人の要件としましては、まず市内に住所を有する者、または市内にある事務所に勤務する者、もしくは市内にある学校に在学する者と規定し、団体につきましては、市内に活動拠点を有する団体と規定しております。

45ページをお願いします。激励金の交付基準及び交付額の表を添付しております。基本的には1人に付き年1回を限度として激励金を交付し、団体につきましては、5名分までを上限として激励金を交付する内容となっており、本市においての現在までの実績については少ないんですが、国際大会やオリンピック・パラリンピック出場者にも対応できる内容としております。

事業効果として主に期待することは、第1に、市民のスポーツ熱が高まり、大会等に参加しようとする意欲が高まること、次に、競技力向上のサポートで、選手がより一層のトレーニングや練習に取り組むことで競技力の向上が期待されること、次に市民の誇りとモチベーション向上で、優秀な選手が市内から輩出されることは市民の誇りとなり、市民全体のモチベーション向上にもつながり、最終的には地域のスポーツによる地域活性化につながるということを期待しているところでございます。事業についての説明は以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。この件について何か御意見、御質問等がありましたら。

桃坂委員、お願いします。

○委員 桃坂克己君

これって、競技というのは、どういった競技とかいうものがあるんですか。

○スポーツ振興課長 門司康宏君

最初にこの要綱をつくるにあたって、大会をもう限定してですね、例えば体育協会に加入しているものだけとか限定してつくろうとしたんですが、実際問題、大会には空手だとかいろんな団体がもう乱立しておってですね、それによって切り分けをすることが難しいので、競技については幅広く、空手もあり、ダンスとかも中にはありますので、そういったものは限定せず、広い範囲のスポーツで対応しよう。現在、アーバンスポ

ーツでBMXという競技も出てきて、競技もどんどん広がっていったのが現状ですので、あまり競技については限定せずに幅広く適用していくという考えで運用していこうと思っています。

○委員 桃坂克己君

ありがとうございます。そのほうが、よりスポーツ振興につながると思います。ぜひよろしくお願いします。

○教育長 長尾明美君

その他に、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

では、ないようですので、採決に入ります。

議案第16号について、承認することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

御異議ありませんので、承認することといたします。

5. 報告事項

(1) 報告第5号 3月定例議会の議案の議決状況について

○教育長 長尾明美君

それでは、報告事項に入ります。

報告第5号 3月定例議会の議案の議決状況について、教育総務課より説明をお願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

資料の56ページをお願いいたします。

まず、議案第5号 行橋市文化財保護審議会条例の制定について、これにつきましては、先ほど文化課からも御説明がありましたように、現在、教育委員会が規則に基づき、行橋市文化財調査委員会を設置しているところを、文化財保護法の規定に基づく行橋市文化財保護審議会を新たに設置するため、現行の規則を廃止し、新たに文化財保護審議会条例を制定しようとするものでございます。全員一致で、原案可決をいただいております。

また、議案第12号 行橋市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定については、同じく文化財保護審議会を設置することに伴うものや、併せて文化財保護法及び福岡県文化財保護条例改正によって生じておりました、引用条文の条ずれ解消や文言の訂正を行おうとするものでございますが、こちらも全員一致で、原案可決をいただいております。

次に、議案第15号 行橋市条件付返還免除型奨学金条例を廃止する条例の制定については、制度創設から5年が経過しまして、運用実績や国の奨学金制度の支援対象や給

付金額の拡充に伴う本制度の利用者減少、また、保育士・教職員の人材確保の効果も薄いことから、本制度を廃止しようとするものでしたが、賛成少数で原案否決となりました。

続きまして、議案第16号 行橋市図書館等複合施設整備事業に係る事業変更契約の締結については、事業契約約款においてサービスの対価につきましては、各年度、日銀等が公表いたしますサービス価格指数に応じた物価変動率を勘案して改正するものとなっており、これに基づきまして、令和6年度においてサービス対価の増額改定が生じたために、変更契約を締結するものですが、賛成多数で原案可決をいただいております。

次に、議案第18号 令和5年度一般会計補正予算については、本年度の各事業において、主に事業費の決算見込みに伴う執行残を減額補正するものでございますが、賛成多数で原案可決をいただいております。

次に、議案第24号 令和6年度一般会計当初予算については、これまでの教育委員会会議の中で御説明いたしました、新規事業や重点事業を含む教育委員会所管部分として各課の来年度予算案を上程いたしました。こちらにつきましては、原案の内容の修正を求める動議が議員側からございまして、修正した内容の当初予算案に対して賛成多数で可決をいただいたところでございます。

なお、どのような修正があったかということですが、都市政策課が計上いたしました都市公園ワークショップ事業、これが123万円、商業観光課が計上していました市制70周年記念土産づくりコンテスト事業、197万円、そして教育総務課が計上しておりました中学校国際交流事業の派遣にかかる費用分、537万円が削減されており、これらを削減した修正後の当初予算案が賛成多数で可決となりました。

最後に人事案件でございます。議案第32号 行橋市教育委員会教育長の任命については、賛成9、反対6、白票3ということで、白票は反対とみなされるために、賛成・反対同数となりまして、議長裁決の結果、賛成少数で原案不同意となりました。

このことによりまして、4月以降は教育長不在となりますので、当面の間は、教育長の職務代理者になっていただいております吉兼委員に教育長の職務をお願いすることとなります。

次のページ以降に文教厚生委員会での質疑におきます各課への指摘事項を添付しております。これにつきましても、あわせて御意見、御質問等をお受けしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。何か御意見、御質問がありましたら、お願いします。

(「ありません」の声あり)

(2) 報告第6号 人事案件について

○教育長 長尾明美君

では、報告第6号 人事案件についてでございますが、本件については、非公開にて審議したいと思っております。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

非公開のため、その他事項が全て終了した後に審議したいと思っております。よろしくお願ひします。

(3) 報告第7号 人事案件について

○教育長 長尾明美君

続いて、報告第7号 人事案件について、指導室より説明をお願いします。

○指導室長 三田井秀信君

89、90ページをお願いします。行橋中学校に7月より勤務していただいておりますアシスタントティーチャーが2月22日付で一身上の都合で退職されましたので、報告をいたします。説明は以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。御質問、御意見等はよろしいでしょうか。

(「ありません」の声あり)

(4) 報告第8号 行橋市防災食育センター安全管理マニュアルの制定について

○教育長 長尾明美君

次に、報告第8号 行橋市防災食育センター安全管理マニュアルの制定について、御説明をお願いします。

センター長、お願いします。

○防災食育センター長 木村君彦君

91ページ、報告第8号 行橋市防災食育センター安全管理マニュアルの制定についてです。

センターでは、昨年11月からことし2月にかけて、洗浄作業中に2件の転倒事故が発生をいたしました。そのため、学校給食調理及び洗浄作業等での労働者の危機管理を促し、労働者が業務中にさらされる可能性のある危険を未然に防ぐことを目的として、今回新たに制定するものでございます。

内容については、過去にセンター内で発生した事故防止や作業方法について、また作業時の保護具等の基準を定めています。このマニュアルの施行日は、令和6年4月1日から適用いたします。報告は以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。マニュアルの内容等について、御質問、御意見がありましたら、お願いします。

桃坂委員、お願いします。

○委員 桃坂克己君

企業でもそうなんですけど、こうやって言葉で表すと、なかなか分かりづらかったり、個々人で差が出ちゃうので、企業では、保護具を付けている姿を写真にしておいて、朝出る前にそれと合わせて同じ格好しているかとか、そういったこともやっているのを見て、誰でも分かるように、新人さんもいるでしょうし、ベテランさんの方もいると思うので、何かそういった工夫もされたらどうかなと思います。

○教育長 長尾明美君

ありがとうございます。

その他は、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

6. その他

(1) 令和6年度子ども議会の開催について

○教育長 長尾明美君

では、その他に入らせていただきます。

その他1、令和6年度子ども議会の開催について、説明をお願いします。

吉本課長、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

教育総務課より御説明いたします。資料は最後の96ページをお願いします。

令和6年度の子ども議会のチラシを添付しております。子ども議会は、小学校6年生から中学生を対象といたしまして、24名程度の子ども議員を募りまして、市役所の議場を利用して例年8月に実施をしております。令和6年度は8月3日土曜日が本番となっております。

令和4年度及び5年度はコロナ対策等のために時間を短縮しまして、昼休みを取らずに12時30分ごろまでに終了するというかたちで実施をしたところです。

令和6年度は、コロナ禍前の令和元年度のように、午前と午後に分けまして、昼食もとるかたちでの実施に戻そうと考えております。

また、令和6年度のテーマにつきましては、私たちのウェルビーイング～持続可能なゆくはしにするために～というテーマを設定いたしました。これは令和5年度からスタートしております国の第4期教育振興基本計画におきまして、持続可能な社会のつくり手の育成と、日本社会に根差したウェルビーイングの向上、という2つのコンセプトが示されていることに焦点を当てまして、今回は、まず子どもたちに、このウェルビーイングの考え方、概念を理解してもらい、子どもたち一人一人のウェルビーイングが家庭や地域社会に広がっていき、この広がりが社会を構成する多様な個人を支えて将来にわ

たって世代を超えて循環していくという姿の実現、こういったものをイメージしていくなかで行橋市が将来にわたり持続するために必要なことは何なのか、そういった視点で提案をしてもらえたらと考えているところです。

4月に入りましたら市報やホームページ、また駅や店舗等にポスターを貼って子ども議員を募集する予定としております。

子どもたちに対しましては、チラシのデータをロイロノートの共有フォルダに格納して、端末上で閲覧できるようにいたします。また今回からは、連絡アプリも導入済ですので、このアプリを使いまして、保護者にも直接周知を行いまして、子どもたちに参加を促していただくようお願いをしていくこととしております。以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。御質問、御意見等がありましたら、お願いします。

(「ありません」の声あり)

(2) 令和6年度教育部年間行事予定表について

○教育長 長尾明美君

続いて、その他2、令和6年度教育部年間行事予定表について、教育総務課より説明をお願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

配付しておりますA3横の年間行事予定表を御覧ください。これは、各課の来年度1年間の行事予定表をお示ししております。現時点での予定でありますけれども、教育委員の皆さんに出席をお願いする可能性がある行事などを赤字でお示しをしております。

また、A4縦の予定表(概要)と書いていますが、こちらの左側がA3の資料の赤字となっているものをまとめたかたちとなっております。参加のお願いにつきましては、その時期になりましたら、予め担当課から御案内をさせていただきますので、よろしくお願いたします。以上です。

○教育長 長尾明美君

行事予定表の説明が終わりましたが、何か御質問、御意見等がありましたら、お願いします。よろしいですか

(「はい」の声あり)

その他ですが、他にありませんか。

(特に声なし)

では、次に次回開催日について、御説明をお願いします。

○教育政策係長 末次麗子君

次回開催日は、4月25日木曜日10時からできないかなと思っているのですが、御都合はいかがでしょうか。

○教育長 長尾明美君

皆さん、御都合はいかがでしょう。4月25日木曜日10時からです。

(「大丈夫です」の声あり)

それでは、次回定例教育委員会の会議日程は、4月25日木曜日10時からで、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからは非公開での審議といたします。

(14時54分)

閉会 14時56分